

大和市告示第61号

大和市認可外保育施設運営支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年3月30日

大和市長 大木 哲

大和市認可外保育施設運営支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市認可外保育施設運営支援事業補助金交付要綱（平成25年大和市告示第211号）の一部を次のように改正する。

第1条中「設備運営基準」を「児童福祉施設設備運営基準」に改め、「職員配置に関する基準」の次に「又は家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。）に規定する小規模保育事業に係る設備及び職員配置に関する基準」を加え、「第35条第4項」を「第34条の15第2項又は第35条第4項」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「又は」を「、」に、「第7条」を「第2条第6項」に、「に補助金の交付の決定を受けてから5年以内に移行すること」を「又は法第34条の15第2項の規定による認可を得た小規模保育事業（以下「小規模保育事業」という。）への移行」に改め、同条第3号中「20人」を「6人」に改め、同条第4号及び第5号を次のように改め、同条第6号を削る。

(4) 認可保育所、認定こども園又は小規模保育事業への移行に係る計画（以下「認可化移行計画」という。）を策定し、当該認可化移行計画について県要綱別添1認可化移行運営費支援事業実施要領の規定による神奈川県知事の承認を受けていること（ただし、5年間を上限とする認可化移行計画とすること。）。

(5) 必要な基準についてそれぞれ次に掲げる基準を満たしていること又は認可化移行計画の期間内に満たす見込みがあること。

ア 認可保育所又は認定こども園への移行を目指す場合

(ア) 施設の設備 児童福祉施設設備運営基準第32条に規定する基準

(イ) 職員の配置 児童福祉施設設備運営基準第33条に規定する基準（同条第2項に規定する保育士の数以上の保育従事者を配置し、当該保育士の数の3分の1以上の保育士又は看護師を配置しているものに限る。）

イ 小規模保育事業A型への移行を目指す場合

(ア) 施設の設備 家庭的保育事業等設備運営基準第28条に規定する基準

(イ) 職員の配置 家庭的保育事業等設備運営基準第29条に規定する基準（同条第2項に規

定する保育士の数以上の保育従事者を配置し、当該保育士の数の3分の1以上の保育士又は看護師等を配置しているものに限る。)

ウ 小規模保育事業B型への移行を目指す場合

(ア) 施設の設備 家庭的保育事業等設備運営基準第32条により準用する家庭的保育事業等設備運営基準第28条に規定する基準

(イ) 職員の配置 家庭的保育事業等設備運営基準第31条に規定する基準（同条第2項に規定する保育従事者数以上の保育従事者を配置しており、かつ、同項に規定する保育士の配置割合にかかわらず保育従事者数の3分の1以上の保育士又は看護師等を配置しているものに限る。)

エ 小規模保育事業C型への移行を目指す場合

(ア) 施設の設備 家庭的保育事業等設備運営基準第33条に規定する基準

(イ) 職員の配置 家庭的保育事業等設備運営基準第34条に規定する基準

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条に次のただし書を加える。

ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により内閣総理大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

第9条を第10条とし、第8条中「当該補助金の交付の決定を受けてから5年以内に設備運営基準第32条又は第33条第2項の基準を満たさないこととなったとき」を「次の各号のいずれかに該当する場合」に改め、同条に次の4号を加える。

(1) 児童福祉施設設備運営基準第32条又は第33条第2項の基準を満たしていない認可保育所又は認定こども園への移行を目指す施設が、認可化移行計画の期間内に当該基準を満たさないこととなった場合

(2) 家庭的保育事業等設備運営基準第28条又は第29条第2項の基準を満たしていない小規模保育事業A型への移行を目指す施設が、認可化移行計画の期間内に当該基準を満たさないこととなった場合

(3) 家庭的保育事業等設備運営基準第32条により準用する家庭的保育事業等設備運営基準第28条又は第31条第2項の基準を満たしていない小規模保育事業B型への移行を目指す施設が、認可化移行計画の期間内に当該基準を満たさないこととなった場合

(4) 家庭的保育事業等設備運営基準第33条又は第34条第2項の基準を満たしていない小規模保育事業C型への移行を目指す施設が、認可化移行計画の期間内に当該基準を満たさないこととなった場合

第8条を第9条とする。

第7条第3項中「消費税仕入控除税額報告書」を「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」に改め、同条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(交付の条件)

第5条 補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が500,000円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により内閣総理大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。この場合において、市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

(2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

別表中「第10条関係」を「第11条関係」に改め、同表関係条文の欄中「第6条」を「第7条」に、「第7条」を「第8条」に、「第5条」を「第6条」に改める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。